

計画の推進

- 東近江市人権施策基本計画の達成に向けて、東近江市人権施策推進本部を中心に調整を図りながら、人権施策を総合的かつ計画的に推進します。
- 東近江市人権のまちづくり協議会などの団体や人権擁護委員、人権擁護推進員等と行政が緊密に連携し、より協調的な関係を築くとともに地域における自主的な啓発活動への積極的な支援を行います。

進行管理

この計画に沿った人権施策を、全ての部署において総合的かつ効果的に実施されるよう、実施状況の点検及び評価を行います。東近江市人権尊重審議会や東近江市人権施策推進本部会に実施状況の報告を毎年度行い、適切な人権施策の実施に取り組みます。

各種相談窓口 情報が欲しい時、困った時、悩んだ時は一人で抱え込まずお気軽に御相談ください。
(予約が必要な場合があります。)

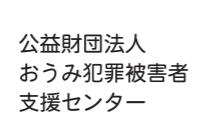
関係機関

| 相談内容 | 相談機関・担当課 | 電話番号等 |
|--------------------------|-----------------------------|-----------------|
| DV、セクハラ、家庭内暴力等 | 東近江警察署 | 電話 0748-24-0110 |
| 人権全般 | みんなの人権110番 | 電話 0570-003-110 |
| 子どもへの虐待等 | 子どもの人権110番 | 電話 0120-007-110 |
| いじめ、虐待等の悩み | インターネット人権相談受付窓口 | 検索 インターネット人権相談 |
| 人権全般 | (公財)滋賀県人権センター「人権相談室」 | 電話 077-527-3885 |
| 性別による差別、夫婦、家族の問題、DV、男性相談 | 男女共同参画相談室 (県立男女共同参画センター) | 電話 0748-37-8739 |
| 児童買春、人身取引、恐喝、薬物など | 匿名通報ダイヤル | 電話 0120-924-839 |

東近江市相談窓口

| 相談内容 | 相談機関・担当課 | 電話番号等 |
|-----------------|-----------------|----------------------------------|
| 人権全般 | 東近江市 人権・男女共同参画課 | 電話 0748-24-5620 IP 050-5801-5620 |
| 日常生活での困りごと | 東近江市 市民生活相談課 | 電話 0748-24-5616 IP 050-5801-5616 |
| 子どもへの虐待、DV・女性相談 | 東近江市 こども相談支援課 | 電話 0748-24-5663 IP 050-5802-3275 |

QRコードから電話相談、メール相談等の連絡先を確認することができます。



~「人権文化の花咲くまち」とは~

本市では、市民一人一人が人権意識を高め、日常生活の中でお互いの存在をかけがえのないものとして認め合い、誰もが自己の持つ個性と能力を生かすことができる人権文化の花咲くまちを築くため、平成19年（2007年）3月に東近江市人権尊重のまちづくり条例を制定しました。

東近江市人権尊重のまちづくり条例は、市、市民及び事業者のそれぞれの責務を明らかにするとともに、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ継続的に推進するための基本となる事項を定めることにより、人権文化の花咲くまちの実現を目指しています。

人権文化とは、人権教育のための国連10年（1995～2004年）における universal culture of human rights の語訳で、日常生活に関するあらゆる場面で人権感覚があふれる状態をいいます。本市では、人権感覚に満ちたまちの姿を「人権文化の花咲くまち」と表現しています。



第4次東近江市人権施策基本計画【概要版】 発行年月:令和5年(2023年)3月

発行:東近江市 編集:東近江市市民環境部人権・男女共同参画課

〒527-8527 滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

電話:0748-24-5620 IP:050-5801-5620 FAX:0748-24-0217 E-mail:jinken@city.higashiomis.lg.jp

第4次東近江市人権施策基本計画

令和5年度（2023年度）～令和9年度（2027年度）



基本理念 一人一人の人権が尊重され、個性や能力が發揮できるまち

計画策定の趣旨

人権とは、生まれながらに持っている権利であり、全ての人々が生命と自由を確保し、それぞれの幸福を追求する権利又は人間が人間らしく生きる権利で、誰にとっても身近で大切なものの、日常の思いやりの心によって守られるべきものです。

本市では、これまでにも人権施策に対して真摯に取組を進めてきましたが、変化する社会情勢に対応する必要性を認識し、今まで積み重ねてきた取組を基礎に「第4次東近江市人権施策基本計画」を策定します。

対象者別課題への対応

対象者となるその人個人に対して起こりうる人権問題です。自分がその立場になった時、どのように感じるのか、誰かのことではなく自分のこととして考えましょう。私が女性だったら、私が子どもの頃どう感じたか、私が高齢者になったらどうしたいか、私が部落差別を受ける立場だったら…様々な視点で考え、取組を進めましょう。

女性

市民意識調査結果などを踏まえた課題

性別による役割分担意識の解消や女性が生涯働くことのできる環境整備、男女間のあらゆる暴力の根絶が求められています。

施策の方向

男女共同参画の理解と意識の浸透を図ります。
女性が活躍できる環境づくりに努めます。
ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。
家庭や地域における男女共同参画の推進を図ります。
人権尊重と誰もが安心して暮らせるまちづくりに努めます。



高齢者

市民意識調査結果などを踏まえた課題

高齢者が自立して生活しやすい環境づくりの推進や高齢者を介護する家族などへのサポート体制を整えることが求められています。

施策の方向

高齢者の自立を支える地域づくりを図ります。
高齢者支援体制の充実に努めます。



部落差別（同和問題）

市民意識調査結果などを踏まえた課題

部落差別（同和問題）についての理解や認識を深め、差別をしない人権尊重の意識を高めることが求められています。

施策の方向

園、学校における人権保育、人権教育の充実に努めます。
家庭、地域に向けた意識の啓発を図ります。
企業、事業所における人権意識の向上を図ります。
えせ同和行為の排除に向けた取組に努めます。
相談事業の推進に努めます。



感染者等

市民意識調査結果などを踏まえた課題

感染者やその家族に対して差別的な言動・いじめなどが行われることや、インターネットやSNS上でひぼう中傷やデマが流されることなどが問題だと思われています。

施策の方向

感染症に関する正しい知識と情報の伝達に努めます。
適切な相談が実施できるよう、関係機関との連携や調整を円滑に図ります。



子ども

市民意識調査結果などを踏まえた課題

いじめの未然防止や他人に対する思いやりの心を育む教育などが求められています。

施策の方向

子どもの人権尊重意識の醸成を図ります。
不登校やいじめへの対応に努めます。
子どもと子育て家庭への支援体制の充実に努めます。
地域全体で子育てる環境づくりを図ります。



障害のある人

市民意識調査結果などを踏まえた課題

働く場を確保することや障害のある人の就労のための教育を充実すること、障害のある人への社会全体の理解を深めることが求められています。



施策の方向

障害に対する地域理解の促進に努めます。
地域生活支援の充実と社会参加の促進を図ります。
地域で安心して暮らせる生活環境の整備に努めます。
経済的自立に向けた支援体制の整備を図ります。
子どもの健全な発達と療育、教育体制の充実を図ります。



外国人

市民意識調査結果などを踏まえた課題

外国人のための相談体制の充実や日常生活に必要な情報を外国語により提供すること、相互理解と交流を深める取組が求められています。

施策の方向

外国人の社会参加支援に努めます。
多文化理解の促進を図ります。
教育環境の整備を図ります。



人権に関する三つの法律（人権三法）をご存じですか

「人権三法」とは、国が差別の解消を目指して施行した、次の三つの法律のことを指します。これらの法律の趣旨を正しく理解し、差別のない社会を実現しましょう。

障害者差別解消法
ヘイトスピーチ解消法
部落差別解消推進法



●市民意識調査とは令和3年度に実施した東近江市人権問題に関する市民意識調査のことです。

性的マイノリティ

市民意識調査結果などを踏まえた課題

様々な性のあり方に関する理解や認識が十分でないことや差別的な言動が問題だと思われています。

施策の方向

性的マイノリティ（性的少数者）についての理解に努め、教育現場での適切な配慮を図ります。
性別に関わりなく多様な性を尊重する意識の醸成に努めます。



その他の人権

そのほかにも、様々な人権問題が存在します。新たな人権問題についても正しく理解し、行動できる人権教育・啓発が必要です。

アイヌの人々

刑を終えて出所した人やその家族



犯罪被害者やその家族

北朝鮮当局によって拉致された被害者等

ホームレス

その他

様々な課題への対応

誰にでも起こりうる人権問題です。インターネットやSNSを使う時、その書き込みは誰かを傷つけてはいないでしょうか。

もしも、災害が発生した時に社会的弱者への配慮ができるでしょうか。女性や子ども、そのほかにも性的な被害にあって困っている人がいたら助けなければ…身近で困っている人に目を向けた取組を進めましょう。

インターネットによる人権侵害

市民意識調査結果などを踏まえた課題

他人をひぼう中傷する情報が掲載されることや子どもたちの間でインターネット・SNSを利用したいじめが発生していることが問題だと思われています。



施策の方向

インターネットやSNSの正しい利用ルールやマナーの啓発に努めます。
学校教育においては、生徒や保護者に対してインターネットやSNSを通じて行われるいじめの現状や危険性について啓発し、情報モラルや防犯に関する教育を図ります。
市職員に向けて、セキュリティ意識の向上を図るとともに、行政システムのセキュリティ強化に努めます。

災害発生時の人権問題

市民意識調査結果などを踏まえた課題

障害者、高齢者などの社会的弱者に十分な配慮が行き届かないことや避難生活でのプライバシーが守られないことなどが問題だと思われています。



施策の方向

災害における要配慮者については福祉避難所を指定するなど、東近江市地域防災計画や東近江市避難行動要支援者避難支援プランに基づき、地域ぐるみの支援体制の構築に努めます。
人権に配慮した避難所を整備するとともに、避難者の健康維持に努めます。
防災リーダーの養成等を通じて、市民の防災意識の向上及び災害時の人権に対する配慮意識の向上を図ります。

人身取引※（性的サービスや労働の強要等）による人権侵害

性的搾取、強制労働等を目的とした人身取引は、重大な犯罪です。成年年齢が18歳に引き下げられたことを受け、子どもに対しても自らの人権行使と、責任について教育、啓発することが必要です。



施策の方向

女性や子どもを人身取引の被害から守るために理解を深める啓発を図ります。
人身取引の危険性や兆候を見逃すことがないよう、職員の意識向上と市民や企業への啓発を図ります。

※ 人身取引（性的サービスや労働の強制等）

「騙す、脅すなどしてアダルトビデオに出演させる」「強制労働をさせる」「わいせつ目的で家出した子どもを自宅に連れ込む」なども人身取引に該当します。